

国立大学法人会計の仕組み

従来の官庁会計は、その目的を予算とその執行状況の開示に置いていることから、現金主義を採用し、現金による収入(歳入)と現金による支出(歳出)について単式簿記により記録し、歳入歳出決算書を作成し、その報告を行っていました。

これに対して、国立大学法人等における会計の目的は、国立大学法人等の財政状態・運営状況を開示することであり、複式簿記・発生主義により財務諸表を作成し、報告を行うこととなります。

このため、国立大学法人会計基準(独立行政法人通則法第38条(国立大学法人法第35条適用))は、企業会計原則に国立大学法人等の制度的特色を踏まえたうえで修正されたもので、その主な特徴は以下のとおりです。

国立大学法人等は、附属病院収入等の事業収入はあるものの、企業とは異なり独立採算を前提としておらず、運営財源の大部分を運営費交付金、授業料等の学生納付金によっています。国立大学法人会計基準はそのような状況を鑑みて官庁会計における財政法・会計法の視点を取り入れ、「財源」を踏まえたうえでの会計処理を要求しています。例えば、企業会計では固定資産等を取得する場合、取得財源に関係なく処理されますが、国立大学法人等においては、その取得財源により処理方法に影響が生じます。また、引当金の計上についても、必要な費用が国から財源措置されているかどうかにより会計処理方法が異なります。

	国立大学法人会計	官庁会計	企業会計
目的	損益均衡 利益獲得を目的としない	予算とその執行状況の報告	営利目的(独立採算)
記帳形式	複式簿記	単式簿記	複式簿記
認識基準	発生主義	現金主義	発生主義
報告、開示書類	財務諸表等(B/S、P/L等)	歳入歳出決算書	財務諸表等(B/S、P/L等)
利益(剰余金)	努力認定により繰越可能	収支均衡が原則	株主配当、賞与配当等
科目分類	勘定科目 決算報告書との整合性 (目的別・発生形態別)	予算科目 (事項別)	勘定科目 (発生形態別)
会計基準・法令	国立大学法人会計基準 (特有の会計処理)※	財政法・会計法・予法令	企業会計原則

※国立大学法人会計基準の特有な会計処理としては、主に以下のようなものがあります。

・運営費交付金の会計処理

受入時点では運営費交付金債務として負債に計上し、原則として期間進行基準により収益化します。平成17年度においては、退職手当の残額や成果進行基準、費用進行基準適用事業の繰越分については収益化されず負債計上されています。

期間進行基準：一定の期間の経過を業務の進行とみなして収益化する方法

成果進行基準：業務の達成度に応じて収益化する方法

費用進行基準：業務のための支出額を限度として収益化する方法

・授業料の会計処理

受入時点では授業料債務として負債に計上し、期間進行基準により収益化します。

・固定資産取得財源別の会計処理

固定資産を取得する場合の財源(国からの譲与、施設費、運営費交付金、寄附金、自己収入、補助金等)により異なる会計処理が必要です。

・固定資産の減価償却と収益化の対応

固定資産を取得した際に、期間配分される減価償却費という費用に対応させるために資産見返負債という負債勘定にいったん財源を振り替えて、費用化額と同額を収益化するという会計処理を行います。

・国からの承継事務

国から引継ぐ様々な資産・負債の特殊な会計処理があります。

・たな卸資産等の評価方法

原則は移動平均法ですが、暫定的に最終仕入原価法を適用しています。